

2020年度 法科大学院

第2期入学試験問題

2時限

民法

(論文式)

試験時間 50分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。
11. 平成29年改正(「民法(債権関係)改正」)および平成30年改正(「成年年齢引下げ」および「民法等(相続法)改正」)の民法(以下「改正民法」という。これに対し、改正民法以前の民法を「改正前民法」という。)に基づいた出題を行います。ただし、改正民法または改正前民法のいずれに基づいて解答してもよく、改正前民法に基づいて解答しても不利とならず、減点もしません。

[民法]

Xは、生まれつき精神上的障害があり、6歳程度の知能年齢にあった。

Xの父甲が死亡し、その相続人は、妻乙、長女A、次女B、三女Xであったが、甲の遺志に従い、Xの将来の生活の資にあてるため、甲の遺産のうちから駅前土地（以下「本件土地」という。）の所有権をXが取得するとの遺産分割協議が成立したこととして、Xに対して本件土地の所有権移転登記をした。そして、Xと同居していた乙とAがXの身の世話をし、Aが本件土地の管理などをするようになった。

Aは、本件土地が駅前土地であったため、賃貸に出すか、高値で売れるなら売ってもよいと考えていた。まもなく、Yが時価の2割増しで買ってよいと言ってきたので、Aは、Xの後見人と称して、Yに対し本件土地を6000万円で売り（以下「本件売買契約」という。）、その代金と引換えに、本件土地の所有権移転登記をした。なお、本件売買契約については、誰からも異議は出なかった。

その1年後、Xは後見開始の審判を受け、BがXの後見人に就職した。そして、Bは、Xのために、本件売買契約の追認を拒絶し、Yに対し、本件土地の所有権移転登記の抹消登記手続を求めて訴えを提起した。これが認められるか論じなさい。